

京都市産業廃棄物処理指導指針に掲げる取組の進展を測る指標について

事業者による産業廃棄物の3Rや適正処理の取組がどの程度進展しているかを把握し、本市の施策等にかかしていくため、以下のとおり指標を設定する。

1 産業廃棄物の埋立処分の削減量

最重点の取組指標として、残余容量が限られている埋立処分の削減量を以下のとおり設定する。

平成30(2018)年度 (実績)	令和10(2028)年度 (指標)
87千トン	76千トン

削減量11千トン

2 産業廃棄物の再生利用率

排出量の多い産業廃棄物について、再生利用率の取組指標を以下のとおり設定する。

	平成30(2018)年度 (実績)	令和10(2028)年度 (指標)
汚泥※1	4.4% (81.6%)	5.1% (95%)
がれき類	96.4%	98%
廃プラスチック類※2	78.6%	92%
木くず	93.7%	95%

※1 汚泥は水分を多く含んでおり、()内は水分を除いた場合の再生利用率

※2 マテリアルリサイクル等が困難で焼却せざるを得ない廃プラスチック類については、燃料(RPF燃料、セメント燃料)としての活用を促進することで、再生利用率の向上を図るほか、二酸化炭素排出量削減に向けて貢献する。(平成30(2018)年度の燃料への活用量55,124トン)。

3 産業廃棄物の不法投棄

徹底した監視により不法投棄の発生が未然に防止されるとともに、仮に、不法投棄が発生した場合も、迅速な対応により生活環境の保全が図られている状態を維持する。

【参考 指標設定の考え方】

1 埋立処分の削減量

産業廃棄物の最終処分場のある京都府内では、平成22年度以降、最終処分量が横ばいで推移しており、埋立処分量の削減には、排出事業者によるリサイクルの取組や再生利用を行う新たな処理技術の開発が必要である。

新たな処理技術を活用した下水処理に伴う汚泥のリサイクルによる埋立処分の削減量のほか、リサイクルによる埋立処分の一定の削減を見込み、令和10

(2028)年度における産業廃棄物の埋立処分の削減量を平成30年度比11千トン削減の76千トンに設定する。

2 再生利用率

産業廃棄物の排出実態が類似している政令指定都市(20都市)のうち、産業廃棄物の種類ごとの再生利用率を把握している都市(9都市)の再生利用率(ただし、各都市が把握している直近の年度のもの)を基に、がれき類及び木くずについては、平成30年度の本市の実績値が各都市の平均値を上回っているため、更なる再生利用率の向上に向け、最も高い都市の再生利用率(最大値)を取組指標に設定する。

汚泥については、平成30年度の本市の実績値(4.4%)が各都市の平均値(12.8%)を下回っている。汚泥は、再生利用率の向上が困難な産業廃棄物の一つであり、この10年で各都市の平均値まで達することは現実的に難しい。汚泥の大部分を占める下水処理に伴う汚泥の再生利用の取組が一定進捗することを勘案して、他品目と同等の再生利用率である95%(水分を除かない場合、5.1%)を取組指標に設定する。

廃プラスチック類については、本市の方針である「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の実現に向け、排出抑制及びマテリアルリサイクル等を推進し、マイルストーンとなる令和10年度に廃プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素排出量を3万3千トン削減することを目指し、再生利用率の取組指標を92%に設定する。

※ 事業者による排出抑制の取組により産業廃棄物の排出量が削減されれば、埋立処分の削減量の増加につながるが、再生利用率の向上には必ずしもつながらない(例：再生利用に回っていた比較的きれいな廃プラスチック類が廃棄物として排出されなくなり、その結果、再生利用困難な汚れた廃プラスチックの排出量に占める割合が増加し、再生利用率が低下する)。

そのため、取組の進展を測る再生利用率の指標の評価に当たっては、事業者による排出抑制の取組についても勘案する必要がある。